

経済産業省 化学物質管理専門職員（非常勤職員）の募集について

平成 27 年 3 月 16 日
経済産業省 製造産業局
化学物質管理課

化学物質管理課は、化学物質審査規制法（化審法）、化学物質排出把握管理促進法（化管法）、化学兵器禁止法（化兵法）、オゾン層保護法（オゾン法）、フロン類回収破壊法（フロン法）といった化学物質に関する法律の運用を行っています。

諸外国でも化学物質に関する法律の整備強化が進むなか、我が国における化学物質管理は、世界トップレベルをめざし、化学物質の有害なリスクを最小化するために、不断に制度・運用の改善に向けた検討が進められています。

また、化学物質の安全・安心を確保するためには、制度の適切な運用のみならず、行政、業界、消費者等の問題意識を踏まえた制度の改善を図ることが重要な課題になっています。

このような業務を行うにあたっては、化学物質に関する専門的知見や企業等での経験が必要不可欠であることから、別紙の募集要件において、新たに職員を採用いたします。

【職員数（平成 27 年 3 月 1 日現在）】

化学物質管理課 63 人
（うち専門職員 15 人）
（うち女性職員 25 人）

1. 応募資格

学歴・性別・年齢不問。日本国籍を有すること。

職種によって異なりますが、一部の職種については、化学に関する基礎的な知識を有している、一定の英語力を有している、パソコンの操作（Word, Excel, PowerPoint, HP作成等）ができる、化学物質管理（化審法実務、冷凍空調機器等）に関する実務等の経験を有しているなど、化学物質管理に係る専門的業務に従事するために必要な基礎的知識を有していることを化学物質管理専門職員の応募のための資格とします。

2. 募集職種 （要件・業務内容等の詳細は別紙の通り）

化審法審査関係業務（Aタイプ）

3. 勤務形態

期間業務職員（非常勤の任期付き国家公務員）

4. 待遇

日給：14,830円

（交通費、超過勤務手当支給、社会保険完備）

その他、賞与、退職手当有り（一定の勤務条件を満たした場合に限ります。）

勤務日：月曜日から金曜日（祝日除く）週5日

9：30～18：15（うち休憩時間 12：00～13：00）

任期：平成27年5月以降適当な時期より、平成28年3月31日まで

（勤務状況等に応じ、一会計年度ごとに上限を2回として更新）

5. 応募方法

①履歴書（写真貼付）、②志望理由等【（1）大学・大学院等における研究内容または、現在までの職務経歴、（2）志望理由等をA4用紙1枚程度（フォントサイズ12pt）にまとめたもの。様式自由。】を電子メールまたは郵送により提出して下さい。

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。（採用者決定後、裁断廃棄いたします。）

6. 選考内容

応募書類が到着してから2週間程度で書類選考結果を通知いたします。(募集期間内であっても、応募のあった方から順次選考を開始いたします。)

書類選考を通過した方には面接選考を行います。書類選考及び面接選考の結果を総合的に考慮して、最終選考結果を通知いたします。

7. 応募書類の提出・問い合わせ先

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

担当：丸山、藤田（ひ）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-0080

Email：gqhbbf@meti.go.jp

(参考)

下記HPに募集情報を掲載しています。

<http://www.meti.go.jp/information/recruit/cr30606aj.html>

化学物質管理課HP

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html

(別紙)

化審法審査支援業務

1. 応募資格

- 法律の執行業務支援への熱意があること。
- チームとして仕事ができること。
- 事務作業に必要な最低限のITスキルがあること。
- 化学に関する業務に抵抗がないこと（深い専門知識は不要であるが、高校以上で化学の単位を取得していると好ましい）。
- ITシステム（特に、RDBMS（Oracle）やMicrosoft Visual Basic）に関する知識又は経験やMicrosoft Excelにおけるマクロ作成スキルがあると、より好ましい。

なお、応募時点で、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の知識は必要ありません。

2. 募集人数

1名（Aタイプ）

3. 給与

日給：14,830円（交通費、超過勤務手当支給、社会保険完備）その他、賞与、退職手当有り（一定の勤務条件を満たした場合に限ります。）

4. 業務内容（例）

主に以下（1）～（3）の業務を想定しておりますが、全体の業務の状況、本人の希望等を踏まえて決定します。

- （1）化審法に基づく新規化学物質の届出・審査に係る事務処理（会議の運営、届出書の受付、届出者への内容確認、施行文書の作成・送付）
- （2）化審法に基づく新規化学物質の電子届出システムの維持管理・改善の検討
- （3）その他、化審法の審査関連の業務